

## 令和 8 年度 泉崎村訪問介護事業所緊急支援金のご案内

泉崎村では、物価高や人件費の高騰、介護報酬の改定等の影響に対応し、村民の在宅生活に不可欠な訪問介護サービスを継続的に提供するため、緊急支援金を交付します。

### 【1. 支援金事業の概要】

目的：物価高や人件費の高騰、および令和 6 年 4 月からの介護報酬減額改定の影響を受ける訪問介護事業所の経営を支援し、必要な介護サービス提供体制を維持すること。

対象期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### 【2. 支援対象】

#### ■事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ・令和 8 年 4 月 1 日時点において、訪問介護サービスを提供する事業者であること
- ・本村に納付すべき村税がある場合には、その滞納がないこと
- ・泉崎村暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと

#### ■対象となるサービス

事業所の所在地から直線距離で 5km を超える地域に居住する泉崎村の被保険者に対して実施する、以下の訪問介護サービスが対象

- ・身体介護、生活援助
- ・通院等乗降介助（乗車地又は降車地が該当地域内の被保険者の居住場所であること）

※同一建物内で 2 人以上に連続してサービスを提供する場合を除く

#### ■車両

- ・訪問介護サービス提供に使用する車両
- ・訪問介護員所有の借上車両を含む
- ・対象台数は訪問介護員数を上限

### 【3. 支援金の額】

基本額：サービス 1 回につき 500 円

加算措置：増加したサービス回数 1 回につき 3,500 円

車両確保支援：車両 1 台につき 5,000 円

#### 【4. 申請手続き】

##### 申請期間

4～6 月分（基準日：6 月 30 日）：令和 8 年 7 月 15 日まで

7～9 月分（基準日：9 月 30 日）：令和 8 年 10 月 15 日まで

10～12 月分（基準日：12 月 31 日）：令和 9 年 1 月 15 日まで

1～3 月分（基準日：3 月 31 日）：令和 9 年 4 月 15 日まで

##### 提出書類

- ・ 交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 所要額内訳書（第 2 号様式）

##### お問い合わせ

泉崎村 保健福祉課 TEL：0248-54-1333